

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当そ)

目次

- ◇告示 字の区域の変更（市町村振興課）
- 字の区域の変更等（〃）
- 広域連合の設置の許可（〃）
- 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）
- 保険医等の登録（保険課）
- 県営土地改良事業計画の変更（農村整備課）
- 土地改良事業の認可（〃）
- 土地区画整理法による換地処分（二件）（都市計画課）
- 廃川敷地等の生成（河川課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- 平成十年度第一回理容師学科試験等の実施（県民生活課）

告示

鳥取県告示第八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十二条第四項後段の規定による鳥取県住宅供給公社が行う河原町地第一土地区画整理事業（第二工区）施行地区的宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年八月五日現在の地番による。）
大字長瀬字鮎ヶ丘	大字長瀬字鮎ヶ丘の全域
ノ内	大字長瀬字土居ノ内一三八、一三八の一、一三九から一四二まで、一四二の一、一四二の二、一四五から一四八まで、一四九の一から一四九の三まで、一五〇、一五〇の一、一五一、一五二、一五三の一部、一五三の八及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の一、二〇四の二と一体をなす国有地の一部
大字長瀬字土居	大字長瀬字土居ノ内のうち一三八、一三八の一、一三九から一四二まで、一四二の一、一四二の二、一四三、一四四、一四四内一、一四四次一、一四五から一四八まで、一四九の一から一四九の三まで、一五〇、一五〇の一、一五一、一五二、一五三の一部、一五三の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長瀬字伝神	大字長瀬字伝神のうち一〇四の五及びこれと一体をなす国有地並びに一〇四の一、二〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長瀬字樟山	大字長瀬字樟山の全域
大字長瀬字土居ノ内一四三、一四四、一四四内一、一四四次一	

鳥取県告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二百三十条第四項後段の規定による鳥取県住宅供給公社及び美田栄江が行う河原団地第二工地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称	区域を変更する
大字長瀬字鮎ヶ丘	同上の区域（平成九年四月三日現在の地番による。）
大字長瀬字鮎ヶ丘の全域	
大字長瀬字町屋敷一七の二、一八の一、二五の二	
大字長瀬字土稗九三の二、九三の四、九三の五、九四の三の一部、九五の一、九六の一、九六の二及びこれらと一体をなす国有地	
大字長瀬字津登出の全域	
大字長瀬字島台一二四の二及びこれと一体をなす国有地	
大字長瀬字町屋敷のうち一七の二、一八の一、二五の二以外の区域	
大字長瀬字土稗のうち九三の二、九三の四、九三の五、九四の三の一部、九五の一、九六の一、九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字長瀬字島台のうち一二四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域	

鳥取県告示第八十五号

大字長瀬字津登出

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第三項の規定に基づき、倉吉市長、羽合町長、泊村長、東郷町長、三朝町長、関金町長、北条町長、大栄町長、東伯町長及び赤崎町長から申請のあつた鳥取中部ふるさと広域連合の設置については、平成十年一月三十日許可したので、同法第二百八十五条の二第二項の規定により告示する。

平成十年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十六号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人社団昌平会	名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
西伯郡岸本町大原九二 七一一	訪問看護ステーション ショソンきしもと	西伯郡岸本町大原九二			
西伯郡岸本町大原九二 七一一					
大字長瀬字島台のうち一二四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域					

鳥取県告示第八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐伯 俊哉	鳥医五六三六	平成十年一月十九日
岡田 総子	鳥薬一〇六三	平成十年一月二十九日

鳥取県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源替農道整備事業小畠地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業大内地区農業用用排水）を平成十年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年二月十日

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業大内地区農業用用排水）を平成十年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年二月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間

鳥取県告示第九十一号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から河原団地第一土地区画整理事業（第一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十二号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社及び美田栄江から河原団地第二土地区画整理事業施行地区の宅地につ

いて換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年一月十日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

鳥取県告示第九十一号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十年一月十日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

一 河川の名称

二級河川佐陀川水系佐陀川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十年一月十日

三 廃川敷地等の位置

西伯郡淀江町大字佐陀字灘浜一四五一一七及び一四五六一六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 四〇八・一一一平方メートル

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年一月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

敬

申 請 者					
氏 名 又 は 名 称	法人にあってはその代表者の氏名				
豊丸産業株式会社	永野 裕豊				
名古屋市中村区長戸井町三丁目12					
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 番 号	有 効 期 間
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	C R モーレツ原 豊丸産業 株式会社	700376	平成10年2月10 日から3年間	

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	マルホン工業株式会社				
申 請 者	所 住	春日井市桃山町一丁目127				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	岸 勇夫				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 间	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CR レツツ!	マルホン工業 株式会社	700400	平成10年2月10 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	京楽産業株式会社				
申 請 者	所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	榎本 宏				

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社藤商事				
申 請 者	所 住	東大阪市荒川三丁目10-7				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	土谷 敏一				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 间	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CR アミーゴお じさんLT	株式会社 藤商事	700365	平成10年2月10 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	高砂電器産業株式会社				
申 請 者	所	大阪市鶴見区今津北四丁目9-10				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	濱野 準一				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 间	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CR ルナα1	京楽産業 株式会社	700371	平成10年2月10 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	エカルエム				
申 請 者	所 住	740333				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	『				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 间	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号イ該当機	セブンバー	高砂電器産業 株式会社	740320	平成10年2月10 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	『				
申 請 者	所 住	『				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	『				

平成10年2月10日 火曜日

鳥取県公報

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社ネット			
請 住 所	堺市旭ヶ丘北町一丁4-5				報
法人にあつてはその代表者の氏名	國本 幸司	製 造 業 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間	雜
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名			

回胴式 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	トリップデビル -30	株式会社 ネット	740284	平成10年2月10 日から3年間
"	"	トリップデビル	"	740283	"
"	V	トリップデビル	"	740340	"
"	S	エスクカリバー	"	740282	"

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定に基づき、平成10年度第1回理容師学科試験及び美容師学科試験を次のとおり実施する。

平成10年2月10日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳瀬 孝吉

1 試験期日 平成10年4月12日(日)
2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館

3 試験課目

- (1) 衛生法規大意
- (2) 生理解剖学大意
- (3) 消毒法
- (4) 伝染病学（細菌学を含む。）大意
- (5) 公衆衛生学大意
- (6) 皮膚科学大意
- (7) 物理及び化学（香粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。）大意
- (8) 理容理論大意（理容師試験に限る。）又は美容理論大意（美容師試験に限る。）

4 受験資格

改正法附則第5条第1項に定める者
受験願書受付期間及び時間

平成10年3月18日（水）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

7 平成10年2月10日 火曜日

報 公 県 取 鳥

の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成10年3月24日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受験願書提出先

〒680-0832 烏取市弥生町302-2 J T B 烏取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

7 受験手数料及び納付方法

受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

8 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間及び時間

平成10年3月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857-29-6086